

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年12月19日（令和5年（行個）諮問第288号）

答申日：令和6年9月18日（令和6年度（行個）答申第91号）

事件名：本人が特定日付けで申告した特定法人に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「令和5年特定月日付けで申告した特定法人（特定法人所在地：特定住所）に係る申告処理台帳及びその添付資料一式（是正勧告書，是正報告書等を含む。）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し，令和5年8月18日付け大個開第5-408号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書によると，おおむね以下のとおりである。

タイムカードの開示。労基が押収した審査請求人のタイムカード全て。裁判を通じて開示請求するが特定法人がタイムカードの時間（時刻）を改ざんする恐れがある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，開示請求者として，令和5年7月24日付け（同日受付）で，処分庁に対して，法76条1項の規定に基づき，本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が令和5年8月18日付け大個開第5-408号により一部開示決定（原処分）を行ったところ，審査請求人がこれを不服として，同年9月27日付け（同年10月2日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については，原処分において不開示とした部分のうち，一

部については、新たに開示し、その余の部分については、不開示情報の適用条項を追加した上で、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が特定労働基準監督署に対して申告した特定法人にかかる申告処理台帳一式（別表に掲げる文書番号1から5までの文書）に記録された審査請求人に係る個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（文書番号1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。

労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の諾否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、「処理年月日」、「処理方法」、「処理経過」、「措置」、「担当者印」、「副署長・主任（課長）印」及び「署長判決」が記載されている。

(ア) 文書番号1の①には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されていることから、当該情報は、法78条1項2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

また、文書番号1の①には、当該事業場の内部管理及び内部における事務処理等に関する情報が記載されている。これらの情報は、開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競

争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条1項3号イに該当する。

さらに、これらの情報には法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署に対して開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法78条1項3号ロに該当する。

加えて、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督署における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条1項5号及び7号ハに該当する。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法78条1項2号及び3号イに該当することに加え、同項3号ロ、5号及び7号ハに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書番号1の②には、事後処理方針等に係る担当官の意見が記載されている。

これらの情報には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督署における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等の事務について、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条1項5号及び7号ハに該当する。

また、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法78条1項6号に該当する。

このため、文書番号1の②についても、不開示を維持することが妥当である。

イ 監督復命書（文書番号2）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「外国人労働者区分」、「企業名公表関係」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、

「代表者職氏名」，「店社」，「労働組合」，「監督官氏名印」，「週所定労働時間」，「最も賃金の低い者の額」，「署長判決」，「副署長決裁」，「主任（課長）決裁」，「参考事項・意見」，「No.」，「違反法条項・指導事項・違反態様等」，「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」，「確認までの間」，「備考1」，「備考2」，「面接者職氏名」及び「別添」等が記載されている。

(ア) 監督復命書の「署長判決」欄以外の部分

文書番号2の①の監督復命書の「面接者職氏名」欄等には，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されていることから，当該情報は，法78条1項2号に該当し，かつ，同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない。

また，「労働者数」欄，「週所定労働時間」欄等には，労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実，事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は，法人内部の労務管理に関する情報等であることから，開示されることとなれば，人材確保の面等において当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，法78条1項3号イに該当する。

また，これらの情報には，法人に関する情報が含まれており，労働基準監督署の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に提供されたものであって，通例として開示しないこととされているものであることから，法78条1項3号ロに該当する。

加えて，これらの情報には，特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として，労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば，当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ，今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり，また，労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ，さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど，検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり，ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため，法78条1項5号及び7号ハに該当する。

以上のことから，これらの情報は，法78条1項2号，3号イ及びロ，5号並びに7号ハに該当するため，不開示を維持することが妥当である。

(イ) 監督復命書の「署長判決」欄

文書番号2の②の監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部には、監督指導を実施した後の事案全体の事後処理方針に係る所属長による判決及びこれに関する担当官の意見が記載されている。

「署長判決」欄において、所属長は、監督復命書に記載された各種情報及び「参考事項・意見」欄に記載された担当官の意見も踏まえた上で、「完結」、「要再監」、「要確認」、「要是正報告」及び「要改善報告」の5つの区分から事案の処理方針を決定する。

「完結」とは、監督指導を実施した事業場において、労働基準関係法令違反やその他の問題点がないため行政指導の必要がなく処理終了とする場合、又は非常に重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため行政指導には馴染まず、刑事手続に移行する場合に行う判決、「要再監」とは、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場に対して再び監督指導を実施することによって確実に行うべきとする判決、「要確認」とは、「要再監」には至らないものの悪質な法違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場から客観的な資料の提出を求め、それによって確実な確認を行うべきとする判決、「要是正報告」とは、「要再監」又は「要確認」以外の法違反が認められるため、当該事業場からの是正の報告をもって処理終了とすべきとする判決、「要改善報告」とは、労働基準関係法令違反ではないものの、労働環境の改善に向けた指導すべき事項が認められるため、当該事業場からの改善の報告をもって処理終了とすべきとする判決である。

「要再監」や「要確認」（労働基準関係法令違反が認められた場合の「完結」を含む。以下同じ。）の判決がなされた事案の場合、これらの情報が開示されることとなれば、事業場において認められた法違反が悪質であると捉えられることにより、当該事業場が是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている場合であっても、当該事業場が是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれるおそれがある。また、仮に他の情報から「署長判決」欄の内容が推測し得るとしても、このような誤った印象を持たれるおそれについては、単に推測されるに留まっている場合と、労働基準監督署長が現に判断したものが具体的に明らかになる場合とでは、次元が大きく異なるものである。さらに、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案のみを開示しない取扱いとした場合には、「署長判決」欄が開示されていないときは、「要再監」や「要

確認」の判決がなされた事案であることが明らかとなるため、特定の署長判決である場合のみを開示すべきではなく、いずれの署長判決であったとしても一律に開示すべきではない。

したがって、これらの情報が開示された場合、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条1項3号イに該当する。

また、上述のとおり、是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている事業場であっても「署長判決」欄が公にされたことによって、是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれ、労働基準監督官による指導に対する是正意欲を無くすほか、そもそも指導自体をさせないように監督指導に非協力的になるなど、法違反の隠蔽にもつながることとなりかねず、その結果、労働基準関係法令違反の発見を困難にするおそれが生じ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれも生じるものである。

したがって、これらの情報が開示された場合、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項5号及び7号ハに該当する。

さらに、いわゆる災害調査復命書のうち行政内部の意思形成過程に関する情報に係る部分は民事訴訟法（平成8年法律第109号）220条4号ロ所定の文書に該当するが、労働基準監督官等の調査担当者が職務上知ることができた事業者にとっての私的な情報に係る部分は同号ロ所定の文書に該当しないとされた最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定において、「行政内部の意思形成過程に関する情報」の例示として災害調査復命書の「署長判決」を挙げているが、この災害調査復命書における「署長判決」欄と本件監督復命書における「署長判決」欄は、労働基準監督署長が行う事案の処理方針の決定を行う点において同様のものであり、本件監督復命書における「署長判決」欄も、行政内部の意思形成過程に関する情報である。

したがって、これらの情報には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法78条1項6号に該当する。

以上のことから、これらの情報は、法78条1項3号イに該当することに加え、同項5号、6号及び7号ハに該当するため、不開示

を維持することが妥当である。

ウ 担当官が作成又は収集した文書（文書番号3）

文書番号3の①の一部には、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれておらず、また、臨検監督に際して労働基準監督官が収集等した情報も含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

文書番号3の②には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法78条1項2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

文書番号3の③には労働基準監督官が行った監督指導の手法や詳細、事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が含まれている。労働基準監督官は、一般的に、労働基準関係法令違反が認められる場合にはその是正を勧告し、また、労働基準関係法令違反ではないが適切な労務管理等の観点から必要である場合には改善を指導することにより、その自主的な是正・改善を促している。労働基準監督官から指導を受けたか否かが開示され、受けている場合にその指導内容が公となれば、自主的な改善に取り組んでいる事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項3号イに該当する。

また、指導に関する情報が開示されることとなれば、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供され、法人において通例として開示しないこととされている情報も併せて開示されることとなり、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官が行う調査について非協力的となり、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うおそれがあることに加え、労働基準監督官が申告内容に応じて行った調査の着眼点が明らかになることで労働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にするおそれもあることから、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項3号ロ、5号及び7号ハに該当する。

以上のことから、これらの情報は、法78条1項3号イ及びロ、5号、7号ハに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

エ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（文書番号5）当

該文書は、以下の不開示条項に該当する部分及び保有個人情報非該当部分から構成されている。

(ア) 法78条1項2号

審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されていることから、当該情報は、法78条1項2号に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない。

(イ) 法78条1項3号イ

当該事業場の労務管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなる。事業場が労働基準監督署の指導に応じて何を提供したかという情報自体が、指導を受ける側としては秘匿されるべき重要な内部情報であるところ、仮に提出した事実について関係者以外に把握されていない情報が開示されることとなれば、当該事業場の人材確保や危機管理の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項3号イに該当する。

(ウ) 法78条1項3号ロ、5号及び7号ハ

法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法78条1項3号ロに該当する。なお、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとは、その内容はもとより、何を提供したかという情報自体が、開示しないとの条件を付しているものである。

仮に、行政機関が法に基づく開示請求を受けて、一方的に非公開とする約束を破って開示すれば、契約違反、信義則違反で損害賠償を請求され、又は、将来、労働基準監督官の要請に対して協力が得られず必要な情報が入手できなくなるおそれがあることに加え、労働基準監督官が申告内容に応じて行った調査の着眼点が明らかになることで労働基準監督機関が行う調査、刑事捜査から逃れることを容易にするおそれもあることから、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、同項5号及び7号ハに該当する。

特に同項5号該当性については、犯罪の予防等に関する情報は一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性

が認められることから、ここでいう行政機関の長の判断は、その判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くことにより、同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかでない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないものと解すべきである（参考 最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決（民集32巻7号1223頁））。本件においても、労働基準関係機関における犯罪の予防活動を行うに当たり、資料の開示をおそれた法人等がその提出に応じなくなる危険性が想定されることから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえない。

また、監督署の担当官がどのような文書を収集したかという、いわゆる監督指導における手の内情報が含まれており、当該部分が開示された場合、監督指導の着眼点、調査の範囲・規模・深度・経過等を含む具体的調査方法が明らかとなる。これらの情報には、守秘義務に担保された監督指導行政に対する事業者の理解と協力、そして信頼にもとづいて事業者から得た事業運営上・労務管理上のノウハウ等の未公開情報も含まれており、その内容が一部でも公にされた場合には、当該事業者だけでなく、そのことを知った他の事業者においては、監督行政への信頼を失い、爾後、監督機関への情報提供や監督指導のための調査への協力をちゅうちょするなどのおそれがある。

このような事態が生じた場合には、監督機関による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ、ひいては、監査・検査の性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、文書番号5は、法78条1項7号ハに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

(エ) 保有個人情報非該当

審査請求人個人を識別することができる情報でない情報が含まれており、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(オ) 小括

以上のことから、これらの情報は、法78条1項2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハに該当すること及び保有個人情報に該当しないことから、不開示を維持することが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした部分のうち、文書番号1の③、文書番号2の③及び文書番号3の④については、法78条1項各号に定める不開

示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「タイムカードの開示 労基が押収した審査請求人のタイムカード全て、裁判所を通じて開示請求するが特定法人がタイムカードの時間（時刻）を改ざんする恐れがある。」と主張しているが、上記3（2）で述べたとおり、法76条1項に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに、法78条1項各号に基づいて、開示・不開示を適切に判断しているものであることから、その主張は、上記3（2）の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記3（3）に掲げる部分については、法78条1項各号に該当しないことから新たに開示し、その余の部分については、不開示情報の適用条項に法78条1項6号を加えた上で、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年12月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和6年1月24日 審議
- ④ 同年8月30日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法78条1項2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハに該当するとして不開示とした原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対し諮問庁は、諮問に当たり、不開示部分のうち、その一部（別表の2欄の「該当箇所」欄に掲げる不開示部分のうち、「法78条1項各号該当性等」欄に「新たに開示」と記載された部分）を開示することとし、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は不開示情報の適用条項を追加した上で、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示維持部分の保有個人情報該当性及び不開示情報妥当性について検討する。

2 不開示維持部分の保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表の通番5及び通番9に掲げる不開示部分について、審査

請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない旨説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報が記載されているとは認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

- (1) 通番5は、担当官が作成・収集した文書の「是正確認」欄の一部である。「是正確認」欄の一部は、業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

- (2) 通番9は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書の一部である。

- ① 79頁及び80頁には、審査請求人を識別することができることとなる情報が含まれているとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

- ② 81頁及び82頁は、審査請求人の申告事項である割増賃金に関連して入手した就業規則の一部であり、当該案件における特定労働基準監督署による取得の目的等を考慮すると、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1

通番1のうち、別表の3欄に掲げる部分は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の記載の一部である。

当該部分には、監督官が特定事業場から聴取した内容、監督官から特定事業場への指導内容等が記載されている。これらの情報は、特定事業場の主張等を申告者である審査請求人に説明した旨の記載が原処分において開示されていること、その他原処分において開示されている情報と同等の内容であるか、それから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余の部分には、特定労働基準監督署による臨検及び特定事業場への架電、受電等の事実のみが記載されているにすぎない。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位

その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番3

通番3のうち、別表の3欄に掲げる部分には、法78条1項2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。

(ア) 通番3(1)

当該部分は、監督復命書の「監督重点区分」欄及び「特別監督対象区分」欄である。「監督重点対象区分」欄及び「特別監督対象区分」欄は、いずれも定期監督を実施した場合に記載されるものであるが、原処分において、監督種別が申告監督であることが開示されているから、同欄が空欄であることは推認できるものであり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法78条1項2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 通番3(2)

当該部分は、監督復命書の「最も賃金の低い者の額」欄である。

当該部分は、空欄であり、様式のみが示されているにすぎない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法78条1項2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) 通番3(3)

当該部分は、監督復命書の「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄に記載された特定事業場の規模を表すものであり、審査請求人が容易に推認できる情報である。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法78条1項2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番4

通番4のうち、別表の3欄に掲げる部分は、監督復命書の「署長判決」欄の日付部分である。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、さらに、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められず、行政機関内の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イ及びロ、5号、6号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番6

通番6のうち、別表の3欄に掲げる部分は、是正勧告書（控）及び指導票（控）に記載された受領年月日であり、事務的な記載にすぎない。

当該部分には、法78条1項2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が記載されているとは認められず、開示すべきである。

オ 通番7

（ア）通番7（1）

当該部分のうち、別表の3欄に掲げる部分は、是正勧告書（控）の「違反事項」欄に記載された特定労働基準監督署から特定事業者への指導事項である。当該部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

（イ）通番7（2）

当該部分のうち、別表の3欄に掲げる部分は、指導票（控）の「指導事項」欄に記載された審査請求人の労働時間の記録の始期に係る情報である。当該部分は、原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

（ウ）（ア）及び（イ）の部分は、これを開示しても特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事

実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、さらに、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番8のうち、別表の3欄に掲げる部分は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書の一部である。

(ア) 通番8(1)

当該部分は、申告者である審査請求人本人の賃金及び勤務状況等に係る資料であり、審査請求人が本来知り得る情報であると認められる。

(イ) 通番8(2)

当該部分は、申告者である審査請求人へ特定事業者から支払われた割増賃金に係る特定金融機関が発行した振込明細の一部であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。また、特定労働基準監督署の受付印は、事務的な内容にすぎないものである。

(ウ) (ア) 及び (イ) の部分には、法78条1項2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれていない。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、さらに、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番9

通番9のうち、別表の3欄に掲げる部分は、上記2(2)②において、当審査会が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると判断した部分である。

当該部分は、特定事業場の従業員として勤務していた際の就業規則の一部であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該文書には、法78条1項2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれていない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法78条1項2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）

ア 法78条1項2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハ該当性について

(ア) 通番1

通番1のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、申告処理台帳の「完結区分」欄及び同台帳（続紙）の「処理経過」欄の記載の一部である。

a 申告処理台帳の「完結区分」欄は、原処分において既に開示されている情報と照らし合わせても、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う監督指導に係る手法・内容等が明らかとなって、同機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号ハに該当し、同項2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 申告処理台帳（続紙）の「処理経過」欄は、特定事業場の関係者からの聴取内容、それを踏まえた特定労働基準監督署監督官の調査方針、判断等の内容が記載されている。

当該部分は、上記aと同様の理由により法78条1項7号ハに該当し、同項2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番3

a 通番3の、別表の3欄に掲げる部分を除く部分のうち、監督復命書の「労働者数」欄、「外国人労働者区分」欄、「企業名公表関係」欄、「労働組合」欄及び「週所定労働時間」欄には、特定労働基準監督署の特定事業場に対する調査結果の内容が記載されている。

これらの部分を開示すると、当該事業場を始めとする関係者が、今後、労働基準監督機関に対して率直に説明することをちゅうちょし、当該機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事

実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号ハに該当し、同項2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- b また、通番3の、別表の3欄に掲げる部分を除く部分のうち、監督復命書の「面接者職氏名」欄には、特定労働基準監督署の担当官が特定事業場を調査するに当たって面談した同事業場関係者の職氏名が記載されている。

当該部分は、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、同項3号イ及びロ、5号並びに7号ハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番8

- a 通番8(1)の、別表の3欄に掲げる部分を除く部分のうち、43頁ないし74頁は、申告者である審査請求人本人の勤務状況等に係る資料である。

審査請求人以外の特定事業場の職員の氏名は、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、同項3号イ及びロ、5号並びに7号ハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

また、審査請求人以外の者が記入した事項は、勤怠管理の対応に係る特定事業場内部の管理情報であると認められ、これを開示すると、当該事業場の権利その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イに該当し、2号、3号ロ、5号及び7号ハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 通番 8 の、別表の 3 欄に掲げる部分を除く部分のうち、75 頁は、特定金融機関から特定事業者へ通知された振込明細書の一部である。

当該部分は、取引関係の書類であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

c 通番 8 の、別表の 3 欄に掲げる部分を除く部分のうち、76 頁ないし 78 頁は、特定事業者が作成した割増賃金の計算方法であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

d b 及び c の部分を開示すると当該事業場を始めとする関係者が、今後、労働基準監督機関に対して率直に説明することをちゅうちょし、当該機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 7 号ハに該当し、同項 2 号、3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号ハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法 78 条 1 項 3 号イ及びロ、5 号、6 号並びに 7 号ハ該当性について

通番 4 のうち、別表の 3 欄に掲げる部分を除く部分は、監督復命書の「署長判決」欄（日付部分を除く。）及びこれに関連する「参考事項・意見」欄の記載である。

当該部分は、特定労働基準監督署における監督指導に係る監督官の対応方針であり、これを開示すると、監督指導に係る手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 7 号ハに該当し、同項 3 号イ及びロ、5 号並びに 6 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法 78 条 1 項 5 号、6 号及び 7 号ハ該当性について

通番 2 は、申告処理台帳及び申告処理台帳続紙欄に記載された特定労働基準監督署における監督指導に係る監督官の対応方針等である。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法 78 条 1 項 7 号ハに該当し、同項 5 号及び 6 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法 78 条 1 項 2 号該当性について

通番 6 のうち、別表の 3 欄に掲げる部分を除く部分は、是正勧告書

(控)の「受領年月日受領者職氏名」欄及び指導票(控)の「受領年月日受領者職氏名」欄に記載された特定事業場関係者の職氏名であり、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法76条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法78条1項2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同項2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号ハに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同項2号、3号イ及び7号ハに該当すると認められるので、同項3号ロ、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表

1 文書番号, 文書名及び頁			2 諮問庁が不開示を維持すべきとしている部分等			3 2欄のうち, 開示すべき部分
			該当箇所	法78条1項各号該当性等	通番	
1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	1ないし10	① 1頁「完結区分」欄, 2頁「処理経過」欄21行目ないし22行目(いずれも最終文字以降の空欄部分を除く。以下同じ。), 25行目ないし27行目, 3頁「処理経過」欄1行目ないし12行目, 20行目ないし27行目, 4頁「処理経過」欄1行目ないし14行目, 17行目ないし23行目, 6頁「処理経過」欄1行目ないし25行目, 7頁「処理経過」欄29行目, 8頁「処理経過」欄1行目ないし2行目, 5行目ないし10行目, 10頁「処理経過」欄1行目, 5行目ないし6行目, 9行目ないし10行目, 13行目ないし14行目, 17行目ないし18行目	2号, 3号イ及びロ, 5号, 7号ハ	1	2頁「処理経過」欄21行目ないし22行目, 25行目1文字目ないし3文字目及び6文字目ないし26行目21文字目, 3頁「処理経過」欄1行目1文字目ないし6文字目, 27行目3文字目ないし最終文字, 4頁「処理経過」欄1行目1文字目ないし9文字目, 13行目9文字目ないし14行目最終文字, 17行目1文字目ないし4文字目及び7文字目ないし10文字目, 6頁「処理経過」欄1行目1文字目ないし6文字目及び9文字目ないし12文字目, 3行目11

						<p>文字目ないし最終文字， 5 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び9 文字目ないし最 終文字， 7 頁 「処理経過」欄 2 9 行目 5 文字 目ないし最終文 字， 8 頁「処理 経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び9 文字目ないし最 終文字， 6 行目 ないし 7 行目 4 文字目， 7 行目 8 文字目ないし 8 行目最終文 字， 1 0 頁「処 理経過」欄 1 行 目 1 文字目ない し 6 文字目及び 9 文字目ないし 最終文字， 5 行 目 1 文字目ない し 6 文字目及び 9 文字目ないし 6 行目最終文 字， 9 行目 3 文 字目ないし 2 8 文字目</p>
			<p>② 1 頁「申告の内 容」欄 1 6 行目 1 7 文 字目ないし最終文字， 9 頁「処理経過」欄 2 6 行目ないし 2 7 行目</p>	<p>5 号， 6 号， 7 号ハ</p>	<p>2</p>	<p>—</p>

		(最終文字以降の空欄部分を除く。以下同じ。), 10頁「処理経過」欄19行目ないし20行目			
		③ 1頁ないし10頁の頁右下部にある数字, 日付, 頁数, 2頁「処理方法」欄のチェック欄(令和5年4.19), 3頁「処理方法」欄のチェック欄(令和5年4.26, 令和5年5.11), 4頁「処理方法」欄のチェック欄(令和5年5.22, 令和5年5.29(すでに開示されている部分を除く。)), 6頁「処理方法」欄のチェック欄(令和5年6.14), 7頁「処理方法」欄のチェック欄(令和5年6.27), 8頁「処理方法」欄のチェック欄(令和5年6.28) 10頁「処理方法」欄のチェック欄(令和5年7.5, 令和5年7.6, 令和5年7.7, 令和5年7.10)	新たに開示	—	—

2	監督復命書	1 1	① 「監督重点対象区分」欄，「特別監督対象区分」欄，「労働者数」欄，「外国人労働者区分」欄，「企業名公表関係」欄，「労働組合」欄，「週所定労働時間」欄，「最も賃金の低い者の額」欄，「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄 1 枠目 2 行目 7 文字目ないし最終文字，「面接者職氏名」欄	2 号， 3 号イ及びロ， 5 号， 7 号ハ	3	(1) 「監督重点区分」欄，「特別監督対象区分」欄 (2) 「最も賃金の低い者の額」欄 (3) 「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄 1 枠目の不開示部分
			② 「署長判決」欄，「参考事項・意見」欄 5 行目	3 号イ及びロ， 5 号， 6 号， 7 号ハ	4	「署長判決」欄（日付部分に限る。）
			③ 頁の右下部にある数字，日付，ページ数	新たに開示	—	—
3	担当官が作成・収集した文書	1 2 ない し 1 3	① 1 2 頁是正勧告書（控）「是正確認」欄（欄外の日付も含む。ただし，表頭部分は除く。）	保有個人情報非該当	5	—
			② 1 2 頁是正勧告書（控）「受領年月日受領者職氏名」欄， 1 3 頁指導票（控）「受領年月日受領者職氏名」欄	2 号	6	1 2 頁是正勧告書（控） 「受領年月日受領者職氏名」欄の年月日， 1 3 頁指導票（控） 「受領年月日受領者職氏名」欄の年月日

			③ 12頁是正勧告書 (控)「違反事項」欄 3行目5文字目ないし 最終文字, 13頁指導 票(控)「指導事項」 欄1行目21文字目な いし2行目1文字目	3号イ及 びロ, 5 号, 7号 ハ	7	(1) 12頁 是正勧告書 (控)「違反 事項」欄3行 目 (2) 13頁 指導票(控) 「指導事項」 欄1行目ない し2行目
			④ 12頁是正勧告書 (控)勧告文1行目1 7文字目ないし最終文 字(記入欄を含 む。)。2行目3文字 目ないし27文字目	新たに開 示	—	—
4	審査請求 人から特 定労働基 準監督署 に提出さ れた文書	14 ない し3 9	すべて	原処分 において開 示済み	—	—
5	特定事業 場から特 定労働基 準監督署 に提出さ れた文書	40 ない し7 8	すべて	2号, 3 号イ及び ロ, 5 号, 7号 ハ	8	(1) 40頁 ないし74頁 (審査請求人 以外の全ての 氏名及び「4 3頁表頭を除 く8行目の左 から14列 目, 16列目 及び17列 目, 17行目 の左から14 列目, 16列 目及び17列 目, 55頁表

						<p>頭を除く 8 行目の左から 1 4 列目, 1 6 列目及び 1 7 列目, 1 6 行目の左から 1 4 列目, 1 6 列目及び 1 7 列目, 5 6 頁表頭を除く 3 行目の左から 1 4 列目, 1 6 列目及び 1 7 列目, 6 7 頁表頭を除く 8 行目の左から 1 4 列目, 1 6 列目及び 1 7 列目」を除く)</p> <p>(2) 7 5 頁下の表の表頭及び表頭の下 の行の左から 1 列目及び右から 1 列目ないし 3 列目の内容, 監督署 受付印</p>
		7 9 ない し 8 2	すべて	保有個人 情報非該 当	9	8 1 頁及び 8 2 頁